

中間検査対象建築物一覧

用途		規模等（※1）
1	劇場、映画館、観覧場（屋外観覧場を除く）、公会堂、演芸場、集会場	① 地階又は3階以上の階の当該用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超えるもの ② 当該用途（客席の部分に限る）の床面積の合計が200㎡以上 ③ 劇場、映画館又は演芸場の用途で主階が1階にないもの
2	病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る）、サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホーム	① 地階又は3階以上の階の当該用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超えるもの ② 2階における当該用途に供する部分の床面積の合計が300㎡以上
3	旅館、ホテル、児童福祉施設等（入所者のための宿泊施設を有するものに限る）	① 地階又は3階以上の階の当該用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超えるもの ② 2階における当該用途に供する部分の床面積の合計が300㎡以上 ③ 当該用途に供する部分の床面積の合計が300㎡を超えるもの（それぞれ2以上の階数を有し、かつ、当該用途に供する部分が避難階以外の階に及ぶものに限る）
4	体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場（学校に附属するものを除く）	① 3階以上の階の当該用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超えるもの ② 当該用途に供する部分の床面積の合計が2,000㎡以上
5	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店、物品販売業を営む店舗（床面積が10㎡以内のものを除く）	① 地階又は3階以上の階の当該用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超えるもの ② 2階における当該用途に供する部分の床面積の合計が500㎡以上 ③ 当該用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡以上 ④ 百貨店、マーケット又は物品販売業を営む店舗にあっては、当該用途に供する部分の床面積の合計が500㎡を超えるもの
6	一戸建ての住宅、長屋、共同住宅、寄宿舎、下宿及び兼用住宅	① 延べ面積が50㎡以上の新築

※1 百貨店、マーケット、物品販売業を営む店舗以外で、対象用途が避難階のみにあるものは対象としない。

備考 この表に規定する建築物の内、次のものは検査対象から除かれます。

- 建築基準法第18条第3項の確認済証の交付を受けた建築物（計画通知物件）
- 同法第68条の20第1項に規定する認証型式部材等の建築物
- 同法第85条第6項及び第7項の規定による許可を受けた仮設建築物
- 附属建築物（居室の部分がない建築物に限る。）